

初回打合せ時に行う事項（災害関連）

（令和３年２月３日版）

マニュアルの初回打合せのところに下記のを追加する。

記

- 1 事務局から、以下の事項をご説明し、資料をお渡しします。
 - ① 情報収集、情報把握のためのホームページ、アプリ等アクセス場所
 - ② 気象情報、避難情報その他防災上必要な用語
 - ③ 本人居住地付近のハザードマップ
 - ④ 南海トラフ地震防災対策推進地域内に本人の居住地があるか否か
 - ⑤ 南海トラフ地震の事前避難対象地域内に本人の居住地があるか否か
 - ⑥ 上記の地域内にある場合は、当該地域における南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の住民の防災対応の内容。
 - ⑦ 各市町村の避難行動要支援者名簿制度の概要
 - ⑧ 本人居住地における避難行動要支援者名簿（以下、「要支援者名簿」という。）に掲載する者の範囲及び本人がその範囲に含まれるか否か
- 2 担当者において、上記の情報（資料）を確認してください。
- 3 担当者において、以下のことを協議して決めてください。（①ないし④の担当者は、基本的にはB担当にお願いいたしますが、担当者間で協議して変えていただいても構いません。）
 - ① 要支援者名簿掲載等に関するを行う担当者
 - ② 災害発生時、第一次的に本人の安否所在確認を行う担当者（できる限り災害発生後４８時間以内に本人の安否所在確認を行い、他の担当者と事務局に報告してください。）
 - ③ 第一次的に本人の安否所在確認を行う担当者が本人の安否所在

確認を行うことができない場合の本人の安否所在確認の方法

- ④ 災害発生後48時間以内に第一次的に本人の安否所在確認を行う担当者から他の担当者に連絡がない場合の本人の安否所在確認の方法
- ⑤ 上記以外の手引き「災害発生前の準備」、「災害が発生しそうな場合の対応」に記載している事項の取り扱いについて、

以上